



国海査第 120 号の 4  
平成 25 年 6 月 26 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局  
検査測度課長 園田 敏彦



バラスト水管理システム施行前試験合格証明書の交付について

「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約」(仮称・未発効)に定めるバラスト水管理システムの主管庁による承認手続き(IMO G8 Guideline)に関し、我が国では条約発効前の対応措置として、「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約(仮訳)に規定されるバラスト水管理システムに係る承認制度の運用について」(平成 23 年 11 月 21 日付け国海安第 110 号・国海査第 345 号)によりバラスト水管理システム施行前試験基準及びバラスト水管理システム施行前試験等実施要領を定めたとこ  
ろです。

下記の製造者が製造するバラスト水管理システムにつき、平成 24 年 5 月 30 日付けでバラスト水管理システム施行前試験等実施要領の規定に基づくバラスト水管理システム施行前試験合格証明書を交付したところではあるが、このたび、平成 25 年 5 月 22 日付けで施行前試験に係る変更申請され、バラスト水管理システム施行前試験合格証明書が交付されたので通知いたします。

記

証明書番号:	第 6 号
製造者の名称:	株式会社クラレ
製造者の住所:	東京都千代田区大手町 1-1-3
型式の名称:	MICROFADE BWMS
定格処理能力:	125~4000 m <sup>3</sup> /h
変更の内容:	①循環ポンプの機種を追加 ②排水時残留塩素濃度の管理値を変更 ③薬剤注入ユニット内部の薬剤注入配管に安全弁を追加 ④薬剤注入ユニットの薬剤投入口の形状を変更 ⑤薬液注入ポンプ及び送液ポンプの機種を追加 ⑥メインコントロールユニットの出力ターミナル等の電子部品の一部を変更及び追加 ⑦残留塩素濃度センサーにおける予備用セルを仕様追加

